

狭山市学校給食費徴収管理システム構築業務公募型プロポーザル評価要領（案）

1 趣旨

この要領は、狭山市学校給食費徴収管理システム構築業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）における審査方法等を定め、選定を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

2 審査方法

審査は狭山市学校給食費徴収管理システム構築業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

一次審査は履行実績、システム機能要件一覧表、価格提案書の書類審査とし、見積金額以外を点数で評価した「実績等評価点」、「機能評価点」、及び見積書金額を点数で評価した「価格評価点」を算出する。

二次審査では、「デモンストレーション評価点」及び「プレゼンテーション評価点」、二次審査時までの審査を通じて提案全体を評価する「提案総合評価点」を算出する。

なお、一次審査にて上位3社を選出し当該3社に対し二次審査を実施するものとする。

3 各評価点の配点及び採点方法

3.1 各評価の配点

各評価点の配点を次のとおりとし、評価点の合計は450点満点とする。

一次、二次 審査の別	評価区分	提案項目等	配点	評価の視点
一次審査 (270点)	実績等評価点	実績等について	40点	提案者の類似業務等の履行実績
	機能評価点	機能要件一覧	100点	学校給食費徴収管理システムのパッケージ機能の評価
	価格評価点 (導入費用)	見積金額	50点	見積金額(構築費用、保守費用、ソフトウェア費用、ハードウェア費用の総額)
	価格評価点 (ランニングコスト)	見積金額	80点	見積金額(保守費用、ソフトウェア費用、ハードウェア費用の総額)
二次審査 (180点)	プレゼンテーション 評価点	提案書の記載内容	75点	プロジェクトマネージャの本業務に対する理解度及び対人能力
	デモンストレーショ ン評価点	デモンストレーション による機能説明	80点	指定した項目に対しての提案内容
	提案総合 評価点	・プロジェクトマネ ージャのスキル ・提案システムにつ いて	25点	市業務の効率化等への提案及びシステム機能の評価

3. 2 評価点の算出方法

一次審査における「実績等評価点」、「機能評価点」、「価格評価点」は、以下に示す「選定委員会作業部会」が、合議により採点案を作成する。

採点案は、選定委員会の委員長及び委員全員の承認をもって最終的な評価点として決定する。

【選定委員会】	【選定委員会作業部会】
<ul style="list-style-type: none"> ・委員長：学校教育部 部長 ・副委員長：学校教育部 次長 ・委員：企画財政部情報政策課長又は情報政策課長が推薦する職員 ・委員：総務部契約検査課長又は契約検査課長が推薦する職員 ・委員：学校教育部入間川学校給食センター所長 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長： 学校教育部入間川学校給食センター所長 ・企画財政部情報政策課長が推薦する職員 ・学校教育部教育指導課長が推薦する職員 ・学校教育部入間川学校給食センター所長が推薦する職員

3. 3 実績等評価点の採点方法

市は、応募者から提出された「(様式7) 類似業務等の履行実績」を確認し、下記の評価基準に基づき、評価し、得点を付与する。

得点については、A・B・Cの三段階評価とし、段階別の評価は次のとおりとする。

A (該当する) : 配点×100%

B (一部該当するが、異なる点がある) : 配点×50%

C (該当しない) : 配点×0%

評価事項	評価項目	配点
運用導入実績	当市と同等又はそれ以上の規模の自治体への導入・開発実績がある	6
	埼玉県内の自治体への導入・開発実績がある	6
継続運用実績	埼玉県内の自治体へ3年以上の運用累計期間を経過する自治体への実績がある	6
同種業務実績	導入・開発した自治体の会計方式は「公会計」方式である	6
	導入・開発した自治体の給食提供方法は「センター方式」である	6
技術者実績	住民基本台帳等との情報連携した学校給食費徴収管理システムの導入実績がある	6
協力実績、制度・業務理解	令和7年3月3日付で行った「狭山市学校給食費徴収管理システムに係る情報提供依頼書(RFI)」への協力実績がある	4
合計		40

3. 4 機能評価点の算出方法

市は、応募者から提出された「機能要件一覧（様式8）」を確認し、必要性Aの項目で「○：標準的機能で対応可能」である比率が70%（53項目中37項目以上）であることを確認し、次の方法により得点を付与する。

なお、70%を下回っている応募者は失格とし、市はその結果を応募者に対し、通知する。

【算定式】	
機能評価点 (A項目)	$= \left(\frac{\text{応募者のA項目の下記、回答数○：標準的機能で対応可能}}{\text{応募者の中でA項目の回答で○：標準的機能で対応可能が最も多い応募者の項目数}} \right) \times 60 \text{ 点}$
機能評価点 (B・C項目)	$= \left(\frac{\text{応募者のB・C項目の下記、回答数○：標準的機能で対応可能}}{\text{応募者の中でB・C項目の回答で○：標準的機能で対応可能が最も多い応募者の項目数}} \right) \times 40 \text{ 点}$
<ul style="list-style-type: none">- 応募者の中で、最も多く「○：標準的機能で対応可能」とした提案に対し、機能評価点に関する配点の満点を付与する。- 他の応募者の提案については、最も多く「○：標準的機能で対応可能」とした提案との比率により算出する。なお、得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。	

3. 5 価格評価点の算出方法

市は、応募者の提案価格が、市の科目別予算限度額の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与する。なお、応募者の提案価格が市の科目別予算限度額を超えている応募者は失格とし、市は、その結果を応募者に対し通知する。

「価格評価点」は、見積書に記載されたシステム構築作業を始めとした学校給食費徴収管理システムのライフサイクル期間内に要する費用(以下「ライフサイクルコスト見込額」という。)をもとに算出する。

(1) ライフサイクルコスト見込額の算出表

No.	区分	算出方法	備考
1	構築費用(学校給食費徴収管理システム導入、カスタマイズ費用含む)	令和8年度 見積書の提案見込合計額 ・・・①	本業務に係る費用 ※科目別予算限度 13,013,000 円(税込み)
2	ソフトウェア当初費用		
3	保守費用(令和8年度学校給食費徴収管理システム導入期間中)		
4	ソフトウェア保守費用(令和9年度以降、5年間)	見積書の提案見込合計額 ・・・②	※科目別予算限度額の設定はしないが、契約にあたっては提案金額を上限に、別途協議を行うものとする
5	ハードウェア等賃借料	見積書の提案見込合計額 ・・・③	※科目別予算限度 月額 66,200 円(税込み)
6	ハードウェア保守費用(60か月)		
合 計		ライフサイクルコスト 見込額	

※本業務に係る費用①(「No.1 構築費用(学校給食費徴収管理システム導入)」から「No.3 保守費用」の合計金額)が予算限度額(消費税及び地方消費税を含む)を上回った場合又は見積金額が著しく妥当性を欠くと判断される場合は、最優秀提案者及び次点者として選定しない。

(2) 価格評価点(導入費用・ランニングコスト)の算出方法

次の表のとおり得点を付与する。

【算定式】	
価格評価点(導入費用)	
提案見込①合計額	$= \left(\frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{応募者の提案価格}} \right) \times 50 \text{ 点}$
価格評価点(ランニングコスト)	
提案見込②・③合計額	$= \left(\frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{応募者の提案価格}} \right) \times 80 \text{ 点}$
<ul style="list-style-type: none"> - 応募者の中で、最も低い提案価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。 - 他の応募者の提案については、最も低い提案価格との比率により算出する。なお、得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。 	

3. 4 プレゼンテーション評価点の算出方法

応募者は提案書（様式6及び様式6-1から6-7）を用いて、下記の流れで審査項目に基づき、プレゼンテーションを行うこと。説明にあたっては、30分以内を目安とすること。なお、質疑応答の時間は別途設ける。

「プレゼンテーション評価点」は、選定委員会が評価を実施し採点を行い、選定委員会の委員長及び委員全員の承認をもって評価点として決定する。

【審査の流れ】

- ① 会社紹介：会社概要（任意様式 ※会社パンフレット等）、様式7の説明
- ② 提案書説明：様式6、様式6-1～6-7の説明
- ③ 質疑応答

審査項目	評価の観点	配点
第1章. コンセプトについて	(1) 学校給食費徴収管理システムの目標の実現について	10
第2章. 給食費管理システムの機能要件について	(2) 「学校給食費徴収管理システム構築業務の処理に係る要件」について	10
第3章. 給食費管理システムの非機能要件について	(3) 「開発方法やアーキテクチャに係る要件」について (4) 「構築環境要件」について (5) 情報セキュリティに関する認証等の取得状況について (6) 「セキュリティ要件」を維持するための方法について (7) 給食費管理システムの信頼性を担保するための方法について (8) 「テスト要件」について	10
第4章. 運用について	(9) 運用負荷の軽減を図るための対策について	10
第5章. 教育研修について	(10) 本格稼働前、本格稼働後における職員への教育・研修について	10
第6章. プロジェクト体制・運用について	(11) 給食費管理システムの開発及び構築時のプロジェクト体制、保守の体制について (12) 各工程の期間、時期及び投入人員数 (13) ハードウェア・ソフトウェア保守について	10
第7章. 追加提案について	(14) 仕様書に記載されている機能等以外の追加提案	5

※「(11) 給食費管理システムの開発及び構築時のプロジェクト体制、保守の体制について」は提案書に記載したプロジェクトマネージャー及び主要メンバーは、原則として本業務に従事することを前提に記載すること

評価	判断基準	得点化方法
A	具体性・実現性が高く、優良な提案	配点×1.00
B	具体性・実現性があり、良好な提案	配点×0.80
C	具体性・実現性のある提案	配点×0.60
D	一部具体性・実現性に欠ける提案	配点×0.40
E	具体性・実現性に欠ける提案	配点×0.20

3. 5 デモンストレーション評価点の算出方法

応募者は「デモンストレーション評価点」は、下記表の指定した項目に基づき、デモを行うこと。デモンストレーションの実施時間については、1時間以内を目安とすること。

実施にあたっては、実際に稼働しているシステム又は提案システムの実装機能を用いて実施すること。

採点は、選定委員会の委員作業部会が評価及び採点を行い、選定委員会の委員長及び委員全員の承認をもって評価点として決定する。

指定項目	評価の観点	配点
1. 画面の項目（業務）構成	画面の識別・見やすさ、画面階層の考え方、メニュー項目等の制限、操作性	10
2. 新規喫食者申込登録	児童生徒・保護者情報・申込・徴収・支払情報に関する画面の識別・見やすさ、操作性、作業効率、エラー制御性能、検索方法、	10
3. 登録情報変更	児童生徒・保護者情報・申込・徴収・支払情報に関する変更画面の識別・見やすさ、操作性、作業効率、エラー制御性能、検索方法	10
4. 請求データ作成・出力	請求データ集計・計算方法、就学援助や生活保護対象者などの減免対応、請求確定処理、金融機関データ連携対応、納付書出力対応	15
5. 未納データ管理	未納者情報に関する画面の識別・見やすさ、操作性、作業効率、エラー制御性能、検索方法、履歴管理対応、入金・督促対応	10
6. 帳票出力	操作性、Excel、CSV 等出力形式、テンプレート管理、帳票レイアウトの変更裁量	10
7. データ連携、管理	連携方式、更新のタイミング、エラー管理、セキュリティ	10

評価	判断基準	得点化方法
A	優れた機能・性能である	配点×1.00
B	一部優れた機能・性能である	配点×0.80
C	概ね機能・性能は満たしている	配点×0.60
D	一部機能・性能を満たしていない	配点×0.40
E	機能・性能を満たしていない	配点×0.20

3. 6 提案総合評価点の算出方法

「提案総合評価点」は、下記の審査項目に基づき、選定委員会の委員が評価及び採点を行い、選定委員会の委員長及び委員全員の承認をもって評価点として決定する。

審査項目	評価の観点	配点
1. 業務理解度	給食業務への理解、現行課題の把握、業務改善	5
2. プロジェクトマネージャースキル	プロジェクト管理能力、自治体案件経験、説明能力、コミュニケーション能力、リスク管理能力	5
3. プロジェクト推進体制	体制図の明確さ、自治体案件経験者の配置、バックアップ体制	5
4. セキュリティ・個人情報対策	情報セキュリティ・データバックアップ対策、ログ・権限管理	5
5. 拡張性・将来性	他システムとの連携、機能追加に係る柔軟性、自治体システム標準化への対応性	5

評価	判断基準	得点化方法
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.80
C	標準的（妥当）である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

4 最優秀提案者の決定方法

4. 1 最優秀提案者と次点者の選定

評価点の合計得点（一次審査評価点及び二次審査評価点の合計得点）の最も高い者を最優秀提案者として選定し、随意契約により委託契約を締結するために価格等の協議を行うものとする。

なお、得点第2位の者を次点者とし、最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

4. 2 同点の場合

同点により最優秀提案者及び次点者を選定できない場合は、選定委員会における再度の合議及び議決によって決定する。